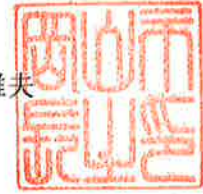


岡 広 第 2 3 6 号
令和2年11月11日

岡山医療生活協同組合
理事長 高橋 淳 様

岡山市長 大森 雅夫



要望書について（回答）

平素から市政の発展にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。
令和2年9月1日付でいただきました要望について、下記のとおり回答いたします。

記

○. 新型コロナウイルス感染症対策について

- 1) 岡山市は国民健康保険や後期高齢医療制度で、新型コロナウイルス感染症の影響に係る傷病手当金支給制度を実現されました。しかし、個人事業主や農業従事者、フリーランスの方たちは、制度の対象から外れています。ぜひ岡山市が負担し、上記の方たちも対象になるようにしてください。

【回答】

国の定める基準を超え、個人事業主や農業従事者、フリーランスへの拡大支援を講ずることは可能ですが、基準を超えて支給する部分については、国による財政支援の対象とならず、その全額が保険者の負担となるとされています。

また、個人事業主等については、経済産業省等からの支援があることもあり、今回の対象に含めることは考えておりません。

【国保年金課】

- 2) 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険料などの減免を、これから先も継続しておこなってください。

【状況】

現在も新型コロナウイルス感染症が全国で拡大しており、終息の見えない中、多くの世帯で今後も収入が減少する事が見込まれます。

【回答】

来年度の国民健康保険料は、新型コロナウイルス感染症の影響で減少した令和2年の所得に応じた保険料となるため、現時点では減免の継続は考えておりません。

ただし、今回の保険料減免は国の特例措置であり、継続については国の動向を注視していきたいと考えています。

【国保年金課】

- 3) 岡山県の施策で、新型コロナウイルス感染症に対応した病院の医療従事者がホテルに泊まった場合、1泊4,000円を上限に補助する支援の中で「家庭に高齢者や疾患を持っている人がいる」という条件を撤廃するよう、岡山県に要望してください。

【状況】

支援に条件を付ける事により、医療従事者の多くが対象外となってしまいます。医療従事者とその家族を守ることが感染拡大防止につながり、そのことが地域の医療と介護を守り、市民のいのちとくらしを守ることに直結します。

【回答】

岡山県の施策であるため、詳細は存じませんが、補助金要綱では、そのような条件は見当たりませんでした。 **【保健管理課】**

- 4) 医療機関、介護事業所の新型コロナウイルス感染症対策費用について、岡山市独自の支援策の検討とともに、支援の充実を岡山県・国に要望してください。

【状況】

医療機関の受診控えや介護の利用控え、健診の延期などで医療・介護機関の収入は激減しています。加えて感染対策をすればするほど、収入が減少し対策関連費用が増加し、先の見通せない経営危機に陥っています。

【回答】

岡山市では、医療機関や介護事業所等への新型コロナウイルス感染症対策に関する市独自支援策として、年度当初においては、供給不足であったマスクや消毒液の緊急配布を実施し、6月からは、市独自支援策として収入が減少した医療法人や社会福祉法人等を対象とした事業継続支援金を給付するなどの支援を行っております。

また、これまでも指定都市市長会、岡山県市長会を通じて、医療機関や介護事業所等への支援について国県へ要望を行っております。 **【保健福祉企画総務課】**

必要な介護サービスが継続して提供できるよう、マスクや消毒液の配布及び面会用タブレット等導入への補助を行うとともに、通常の介護サービスの提供時では想定されない、かかり増し経費等に対して支援を行います。

今後も、新型コロナウイルスの感染状況による介護事業所への影響について注視していきます。 **【事業者指導課】**

○. 岡山市がん検診について

- 1) 岡山市がん検診の問診票の内容の簡素化や、複数項目受診の場合は重複する質問を記載不要にする等、受診者の手間を軽減できるようご検討ください。

【状況】

問診票の記載項目が多く文字も小さいため、受診者の負担になっているという報告があります。

【回答】

問診票については、各健診内容に応じた質問項目となっているため、様式の変更は困難です。 【保健管理課】

- 2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を抑えつつ、市民の検診を実施するため、今後の対策はどのようにお考えでしょうか？市民の「受診したい」という気持ちを汲むような対策をお願いします。

【状況】

新型コロナウイルス感染症の影響で、今まで健診を受けられていた方が受けられない可能性があります。岡山市の集団検診の中止や第2波・第3波への不安などから、健診を受けたくても見合わせにつながりやすい状況です。一方で、対策型検診では毎年多くのがんが発見されています。多くの市民が健診を受けなかった場合の損失は甚大と考えられます。

【回答】

がん検診については、集団検診時の感染予防に取り組み、7月から再開しております。受診者にマスクの着用を促すとともに、検温、手指消毒を行うなど、感染予防対策に努めております。 【保健管理課】

- 3) 健診期間の延長をお願いします。

【状況】

今年度は新型コロナウイルス感染症予防のため、健診受診を見合わせている市民が少なからずいるのではないかと考えられます。また、当院だけでなく多くの健診機関で、感染予防対策として受診者が密にならないよう、受け入れ枠を制限しているようです。しかし、毎年10月以降は受診希望者が増えるため、制限した枠で受診希望者を受け入れることが困難であることが予想されます。

【回答】

既に令和2年度の検診(6月～12月に予定)のうち、半分以上を実施しているため、今後の受診状況等の推移を見守ってまいります。 【保健管理課】

- 4) 新型コロナウイルスの影響で収入が減少している方に対して、健診費用の助成制度を検討してください。

【状況】

収入の減少は健康状態を著しく悪化させる要因となります。このような方に対して積極的に健診受診を促し、実施することで身体に関心を持たせ、健康の維持・増進効果が期待できると考えられます。

【回答】

現在、がん検診に要する費用は、70歳未満の方に関しては約7割を、70歳以上の方に関しては約9割程度を市が負担しております。

今後も適正な費用負担で実施するものと考えています。なお、市民税非課税世帯や生活保護受給世帯の方には「無料券」を交付し自己負担金なく利用していただけます。

【保健管理課】

○. 健康づくりについて

- 1) 当生協では、自宅で出来るさまざまな健康づくりとして、動画を YouTube で配信したり、今年度もヘルスチャレンジに取り組みます。岡山市も、健康づくりの動画や資料の発信をされています。新型コロナウイルス感染症の状況が不明瞭な中ではありますが、今後も地域活動を継続しつつ、様々なご提案をさせていただきます。そして更に進めていきたいと考えておりますので、ご協力をお願いします。
- 2) 「ポジティブ・ヘルス・オカヤマ」(2030年における岡山の保健医療の姿)を実現するために岡山市で取り組まれている事をお教えてください。
- 3) 岡山市が進めている、「病気や障害等の有無に関わらず、誰もが生きがいを持ち活躍できる社会づくり」に貢献するため、当生協の活動で協力出来る事をお教えてください。

【状況】

「ポジティブ・ヘルス・オカヤマ」(2030年における岡山の保健医療の姿)を実現するためには、フレイル予防が必要不可欠だと考えられます。岡山市がおこなっている岡山市フレイル対策事業のフレイル健康チェック実施機関に、当生協のコープ西大寺診療所も登録をしています。今後は登録事業所や新規チェック実施者(専門職)を増やし、岡山市フレイル対策事業に貢献したいと考えています。

【回答】

ポジティブ・ヘルス・オカヤマ(PHO)の実現に向け、現在岡山市では、「おかやまケンコー大作戦」、「フレイル対策事業」、「生涯活躍就労支援事業」などの事業を全庁を挙げて取り組んでいます。現在ご協力いただいている事業につきましては、引き続きのご支援をお願いいたします。また、相乗効果が見込まれる事業につきましても、連携して取り組んでまいりたいと考えています。

【保健管理課、地域包括ケア推進課】

○. 給食の副食費の徴収について

1) 保育無償化で浮いた財源を活用し、給食の副食費の保護者負担をやめてください。

【状況】

給食の副食費の問題は、保育料無償化以前には低所得で保育料負担が減免されていた世帯にとっては、保育料負担は無料で変わらない一方で、以前には負担のなかった子どもの給食代が有料になったという問題があります。

【回答】

保育施設での給食の材料にかかる費用は、自宅で子育てを行う場合にも同様にかかる費用であるため、市独自に無償化することは考えておりません。 【保育・幼児教育課】

○. 待機児童対策について

1) 認可保育園を増やしてください。

市内に122あった市立幼稚園・保育園のうち30園を認定こども園に変える一方、残りを廃止民営化する計画は中止してください。また、入園申し込みは全員が認可園への入園を希望された方です。全員が入れるよう、認可保育園を増やすことに注力してください。

【回答】

将来にわたって安定的に良質な就学前教育・保育を提供していくため、市立幼保連携型認定こども園を、36の中学校区ごとに1園整備するとともに、その他の市立施設は民営化もしくは廃止を含めて検討することとしています。

また、認可保育園の整備は、主に事業者を募集することにより進めてきましたが、平成31年4月からは受け皿数が入園申込数を上回っており、今後、各園の保育士の数が充足されることによって、受け入れ数の増加が期待できるものと考えています。

【こども園推進課】

2) 保育士確保について

保育士不足も待機児童ゼロに向けての大きな課題となっています。保育士確保のために、これまで以上の待遇改善が必要と考えますが、岡山市の問題意識と取り組まれていること、今後のお考えについてお教えてください。

【状況】

岡山市は2020年4月1日現在の保育園・認定こども園等への入園状況について、18,716人の入園申し込みがあり、17,330人を入園決定した結果、認可保育園等に入れなかった方は1,386人、そのうち待機児童は259人と発表されました。

【回答】

本市も、保育士確保のためには、処遇改善が必要だと考えており、岡山市独自の施策として実施している保育士賃金の約2%の上乗せについて、令和2年度より約3%へ増額したほか、市内の民間保育施設に新たに就職する保育士を対象とする「保育士宿舍借り上げ支援事業」や「奨学金返済支援事業」を実施しております。また、さらに、市長会や指定都市市長会等を通じ処遇改善に関する要望を行っています。 【保育・幼児教育課】

○. 子どもたちの安全確保について

1) 今後も子どもたちの安全確保のため、交差点などの安全対策に取り組んでください。また、保育関係者などからの要望を把握し、それに応えるようにしてください。

【状況】

昨年岡山市では、園外活動において地域の気になる場所調査をおこない、交差点などへのボールの設置などの対応をしていただき、ありがとうございます。市内にある認可外保育施設の中には、市街中心部や幹線道に面しているなど、交通量の多い場所に立地している施設も少なくありません。ビルや商業施設内にある園など、園庭のない施設もあります。それらの施設では否応なしに近くの公園などに行って、戸外遊びをすることになります。

【回答】

認可外を含めた全ての保育事業所について実情把握を行っており、安全対策が必要な箇所については、防護柵や路面表示など順次対応を進めております。

【道路港湾管理課、保育・幼児教育課、幼保運営課】

○. 子どもの医療費について

- 1) 子どもの医療費を義務教育終了まで完全無料にしてください。同時に、中学生までの医療費を所得制限なしで無料にすることを国へ要望してください。

【状況】

岡山市は中学生までの医療費について、入院は全額公費負担ですが通院は小学生が1割、中学生は3割の負担となっています。岡山市以外の自治体では、すべて小学生まで無料、通院も中学生まで無料の自治体も増えています。また、岡山市の子育て環境向上にもつながると考えられます。

【回答】

岡山市の子ども医療助成制度の対象年齢や負担のあり方については、小学生のうちは受診機会が多いこと、また、保護者の方の経済的負担の軽減と医療現場の負担の軽減の両面を勘案したものとなっており、適正な医療が提供できていると考えております。当面は現行の制度を続けてまいります。様々な諸情勢を見ながら総合的な観点から判断してまいります。

また、統一的な国の医療費助成制度を創設するよう指定都市市長会並びに指定都市議長会を通じて国に要請しているところです。

【医療助成課】

○. コロナ禍における子どもを取り巻く環境について

- 1) 地域から虐待などの相談件数は増えていないかの動向と、訪問なども難しい状況の中で、どのような対応をされているかを教えてください。また、子どもたちや若い保護者の方などつながりやすいSNSの活用など、新たな取り組みについてご検討ください。

【状況】

新型コロナウイルス感染症対策で自宅保育を余議なくされ、子どもが家にいる時間が増えた家庭もあると思われず。

【回答】

相談件数は、休校や登園自粛中には少なめの件数で推移していましたが、学校園が再開して以降は例年並みの相談件数で推移しています。

訪問に関しては、マスクや手指消毒、体調管理を徹底したうえで行っています。訪問を心配する家庭については、玄関の外で距離を保ちながらの面接や、それでも不安を持たれる場合には電話の頻度を増やすことで対応しています。

また、現代の若者はSNSを主なコミュニケーションツールとしていることから、子育てに悩みを抱える保護者や子ども本人からの相談に従来の電話相談に加えてSNSを活用するのは有効であるため、現在研究しているところです。

【こども福祉課、こども総合相談所】

- 2) 新型コロナウイルス感染症の状況下で、子ども達の学習面や心のケアについての対応をお聞かせください。

【状況】

新型コロナウイルス感染症での長期休校による授業の遅れ、行事の変更、中止等、特にこれから受験を控える学年にとって不安や心配、疲れなど色々な思いがあると思われます。

【回答】

学習面については、授業の遅れを回復するため、行事の縮小や夏季休業の短縮などにより授業時数の確保に努めております。行事については、実施時期や内容の見直しを行うなどして、できる限り実施できるよう検討しているところです。

心身のケアについては、今年度は夏休みが短いことなど、子どもたちは例年と大きく異なる生活を送っていることから、全教職員で子どもたちへの声かけや見守りを行っています。また、子どもたちの心の状況を早急に把握するため、教育委員会が作成したアンケートや学校独自のアンケートを実施しています。

今後も引き続き、全教職員で子どもたちへの声かけや見守りを続け、必要に応じてスクールカウンセラーや関係機関とも連携した支援を行います。 **【指導課】**

- 3) 少人数学級（1教室20人程度）の実施をお願いします。

【状況】

机の間隔をしっかりと取り、3密（密閉・密集・密接）のうち密集・密接を避け、新型コロナウイルス感染症から子どもの命を守るため。

【回答】

学級集団は、集団生活のルールを学んだり、コミュニケーション能力を育成したりする生活の場としての役割を担っています。そのため、一律に標準法を超えた少人数学級とすることは考えていませんが、感染拡大防止に向けて文部科学省による「学校の新しい生活様式」に基づき、教室の換気や手洗い、咳エチケットの指導などを引き続き行うとともに、学習環境や話し合い活動等については岡山市版ガイドラインに沿って教育活動を進めてまいります。 **【教職員課、指導課、保健体育課】**

- 4) 岡山県内の有志団体でおこなっている「フード&ライフ ドライブ」など子育て支援の活動に岡山市も参加をする体制を整えてください。

【状況】

新型コロナウイルス感染症の影響により、困難に直面している子どものいる家庭（ひとり親、生活困窮家庭など）に対して、地域からの寄付で集めた食料品（フード）及び日用品（ライフ）などを希望者に無料で提供する取り組みが4月からおこなわれています。4月は県下で約7,000件の寄付が集まり111世帯に配布され、7月も300世帯に配布されました。8月も津山市でオレンジハートが主催で開催されており、今後も継続的な取り組みが必要だと考えられます。

【回答】

市では、岡山市社会福祉協議会に「子どもの居場所づくり相談窓口」の設置を委託し、市民からの子どもの居場所づくりや運営等の相談に応じているところです。

今年度は、コロナ禍の中で困難を抱える子育て世帯に対して、子ども食堂などでの弁当配付や食材配付など緊急支援活動を行う市民団体に対して、市社会福祉協議会を通じて支援金の交付を行っています。

併せて、支援が必要な人に、支援情報が届く継続的な体制構築を進め、7月から市社会福祉協議会とNPOの協働で、「おかやま親子応援メール」の運用を始め、「フード&ライフ ドライブ」等の支援情報を発信してまいりました。

今後も、困難を抱える子どもや家庭への支援活動を、岡山市として引き続き支援してまいります。

【こども福祉課】

○. 療育制度の基準について

- 1) 療育制度利用の基準をお教えてください。

【状況】

子どもに少し発達の遅れがあるだけで、積極的に療育制度を薦められたという報告がありました。

【回答】

療育制度利用の基準は特に設けておりませんが、集団生活において、情緒面や身体面等で、子どもにとって個別の支援が必要だという場面や姿がみられた場合には、療育制度を勧める場合があります。

適切な支援を早い段階で行うことで、子どもの成功体験を増やし、意欲や情緒の安定、成長につなげていきたいと考えておりますが、保護者の同意を得た上で少しずつ勧めていくことも大切であると考えておりますので、いつでも遠慮なく園にご相談ください。

【幼保運営課】

○. 学校施設について

- 1) 和式トイレは1フロア1つにして、他は洋式トイレに変更してください。また、洋式トイレ化についての進捗状況をお教えてください。

【状況】

感情の多感な時期である小学生にとって、学校の和式トイレは精神的なストレスになるという報告もあります。また、避難所としての機能充実にもつながります。

【回答】

昨年度、既存男女トイレの各階各1か所の洋式化を完了しました。今年度からトイレ整備計画を見直し、校舎1階の全てのトイレ及び小学校1年生・教職員が使用する2階トイレの全ての便器の洋式化を行う予定です。 【学校施設課】

○. 大雨警報による欠席扱いについて

- 1) 「大雨警報」発令時、保護者の判断で休校させても『欠席扱い』にしないでください。

【状況】

「大雨警報」のみの場合、休校の判断は校長判断と基準が一定ではなく、学区によっては、道路・通学路・用水路などの状況、土砂災害の危険個所の条件が異なり、保護者は心配の中登下校をさせています。また自転車による登下校中に、用水や河川などに転落したという事故の報告があります。

【回答】

非常変災等の状況を十分確認したうえで、児童・生徒又は保護者に責任を帰すことができない事由で欠席した場合は、校長判断により「欠席」ではなく、「出席停止の扱い」としております。 【指導課】

○. 生活保護制度について

- 1) 生活保護受給者(寝たきり患者)の移送費支給について柔軟に検討し、移送費の支給を認めてください。

【状況】

生活保護受給者(寝たきり患者)さんが病院を転院する時に、緊急を要さないとの理由で介護タクシーの移送費が認められないケースがありました。他院に緊急の処置(当院では対応できない)が必要となり当院救急車にて転院。後日当院への再転院時はストレッチャータクシーを利用されましたが、費用の支給は認められず。病院間では治療が終われば元の病院に戻るルールがある為、救急車を使うほどの緊急性がない場合は介護タクシーの利用となります。寝たきりの方の場合は他に方法がなく、かつ介護タクシーの料金も高額になります。

【回答】

生活保護受給者が転院する場合の医療移送費の給付に関しては、移動困難な患者であって、患者の症状からみて、当該医療機関の設備等では十分な診療ができず、医師の指示により緊急に転院する場合など給付できる範囲が限定されています。主治医の意見を確認するとともに、移送にかかる交通手段等、個々にその内容を十分に審査し決定してまいります。

【生活保護・自立支援課】

○. 国民健康保険制度について

- 1) 高すぎて払えない国民健康保険料を「払える額」に引き下げてください。

【状況】

今年は新型コロナウイルス感染症の影響で、多くの市民が苦しんでいます。国民健康保険証は「命のパスポート」です。ところが岡山市民のうち、約1千世帯が正規の保険証を取り上げられています。また、約4千世帯が「短期の保険証」となっています。さらに、約3千世帯が「差し押さえ」されるという状況です。この状態を改善する事により、同じ収入でもサラリーマンなどの健康保険の倍の保険料になっている不平等改善にもつながると考えられます。

【回答】

本市では、一般会計からの繰入を行い、平成19年度以降、保険料率を据え置いておりましたが、国保財政運営の原則や国民健康保険運営協議会の意見なども踏まえ、平成29年度末に国保財政健全化の方針を立て、取り組んでいるところであり、保険料を引き下げることは困難です。

なお、国民健康保険制度と他の医療保険制度との負担の公平化を図るため、医療保険制度を一本化するなどの抜本的改革を早期に実現するよう、岡山市を含む政令市連名で国に要望しております。

【国保年金課】

2) 入院の際には、滞納があっても限度額認定証を発行してください。

【事例】

国民健康保険料滞納者へ限度額認定証が発行されず、滞納額によっては貸付が利用できない場合があります、入院費が払えず入院拒否をされた方もいます。

【回答】

省令により、限度額認定証の交付は、原則、保険料を滞納していないことを条件とされており、岡山市も同様の取扱いとしています。保険料の滞納がある方については、徴収部門と連携を図り、個々の事情を確認しながら、きめ細かな対応をしております。

【国保年金課】

○. 無料低額診療について

1) 無料低額診療の院外調剤薬局（院外処方）の薬代の助成を岡山市でおこなってください。

【回答】

調剤薬局の取扱いについては、国において協議中ですので、今後示される国の方針を踏まえて対応を考えていきたいと思っております。

【福祉援護課】

2) 必要な人へつながる制度になるため、当生協も岡山市とともに活動をおこなってまいりますので、岡山市から国へ要望書の提出などで働きかけてください。

【状況】

新型コロナウイルス感染症の影響も受け、受診を控える患者さんがいます。患者さんの受療権を守り、薬代が心配で治療中断することで重症化し、命に関わるリスクを減らすため。

【事例①】

糖尿病のある A さん（70 歳 1 割負担）は、インシュリンを投与しており、薬代だけで月に約 1 万円の負担があります。薬代の毎月の負担が困難なため、主治医と相談し受診回数の調整をしたり、冠婚葬祭などで急な出費で薬代の支払い困難時には、薬局に相談し分割支払いをおこないながら受診を継続しています。

【事例②】

患者 B さんは家族の介護のために退職し、やっと決まった再就職先も新型コロナウイルス感染症の影響で内定取消しとなりました。預貯金を切り崩しながら生活をしてきましたが生活困窮に至ったため、体調不良を我慢していました。行政からの紹介で、岡山協立病院の無料低額診療制度利用に結びつきました。

【回答】

引き続き、国に要望を行ってまいります。

【福祉援護課】

○. 配食サービスについて

- 1) 平日1日1回の配食サービスを利用していても、訪問介護での調理のサービス提供を認めてください。また特別食の配食を検討してください。「一律に制限はしていない」とは言われますが、関係する市職員へ周知をお願いします。

【状況】

軽費老人ホームに入居していると配食サービスは対象外になっています。しかし、入居者にも調理ができない方もいるのが現状です。

【回答】

配食サービスについては、65歳以上の虚弱な高齢者や一人暮らしの方、高齢者のみの世帯の方で、自分で調理することが困難であるか又は援護が受けられないなどの事情を考慮して対象者を決定しているところです。そのため、自立の高齢者や、訪問介護等による調理サービスの提供といった食事の援護を受けられる場合は、配食サービスの利用は対象外となります。

また、特別食への対応については、引き続き研究してまいります。 【高齢者福祉課】

○. 駐車場問題について

- 1) 駐車場のない訪問先も多く、許可はあっても停められない事例が多々あるので、実態にあった駐車許可が出るように、警察との調整を進めてください。

【状況】

ヘルパーの大半が移動時間の短縮のために自動車を利用しており、駐車料金の実費を事業所が負担しています。介護報酬が少ない中、これでは必要なサービスが提供できません。最近では駐車許可の緩和がされ、比較的容易に駐車許可証を発行してもらえるようになりましたが、なかなか要件に合う駐車場所がありません。

【回答】

駐車規制緩和については、道路交通法関係法令等により、岡山県において対応されているものと認識しています。 【事業者指導課】

○. 交通問題について

- 1) 現在、市内数か所で運行されている生活交通（南区迫川地区の「ブンタク」や、東区城東台・草ヶ部地区の「ぐるりん」のような）制度の拡充をお願いします。

【状況】

現在、認知症ドライバーや高齢ドライバーが社会問題となっています。免許返納後の移動手段の確保が出来なければ返納は進みません。また介護タクシーは買い物等の日常生活には利用できず、多くの方が困っています。

【回答】

周辺部の公共交通の不便な地域では、買い物や通院等の日常生活に必要な生活交通の確保に取り組んでいます。御津・建部地区、足守地区では既存の生活交通の運行改善を継続的に行い、また、迫川地区、千種地区、馬屋上・野谷地区、角山地区、城東台・草ヶ部地区では新たにデマンド型乗合タクシーを導入し、今年度中に牧山地区で運行開始予定です。

今後も公共交通が不便な地域において、地域の方々が生活交通の導入に取り組もうとする際には、市としても地域へ出向き、生活交通の取り組みに対する紹介を行いながら、どのように地元検討組織を立ち上げるかも含め、一緒になって検討を進めてまいりたいと考えております。

【交通政策課】

- 2) 生活交通について、導入にあたって地域住民の立ち上がりを待つのではなく、交通不便の解消を市の責務として主体的に取り組んでください。また、運用において赤字の一部を地元負担としないでください。

【状況】

生活交通については、導入に際して、その地域の住民による運営組織の立ち上げを必須で課しています。また、数年間の試行期間中は、赤字を市が補填しますが、本格導入後は、赤字の一部を地元負担するようになっていきます。運用において赤字の一部を地元負担とする仕組みでは、長期的に地元の疲弊を招きます。地域を維持しようとする住民の主体的な活動の喚起が、交通問題とセットにされているように感じられます。

【回答】

生活交通は、地域の方々の買い物や通院など、日々の暮らしを支える重要な移動手段であり、地域のニーズに応じて検討することが必要と考えており、そのためには地域の主体的な取り組みが不可欠と考えております。

また、便利で使いやすいものとするとともに、地域が自ら活用し支えていくことにより、持続可能なものにしていく必要があるため、運行経費の一部を地域で負担していただくことが適切であると考えております。

【交通政策課】

- 3) 透析患者さんへのタクシー代などの助成措置もしくは利用券を増やすことについて検討してください。福祉タクシー利用券については、タクシー代が払えない方もいるので善処してください。また、難病のうち定期的な通院が必要な方も対象に加えることをご検討ください。

【状況】

身体障害者等の条件により、一月あたり4枚交付されます。対象者のうち、血液透析受療者で週2回通院している方には月8枚、同じく週3回以上通院している方には月12枚交付されています。透析患者だけでなく、移送費の支給が申請して2ヶ月かかっている現状があるため利用者の方が困っています。領収書を提出して振込までに日数がかかっています。

【回答】

透析患者の交付枚数については、通院回数に応じて対応しており、さらなる助成の拡大については困難と考えています。

また、重度の障害者のうち特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受け週2回以上通院する方については、月8枚交付しています。難病の方全般を交付対象とすることは現状では困難と考えております。

【障害福祉課】

- 4) 身体障害者手帳のタクシーチケットの利用条件が厳しく、生計別でないとチケットがおりないため善処してください。生計同一であったとしてもそれぞれの実態に応じて助成措置や利用券の配布など検討してください。

【事例】

備前市では「備前市愛の乗り生活交通チケット」というタクシーチケットの補助制度があり、申請時に、満70歳以上の運転免許証を所持していない方、運転免許証を返納し、岡山県警察本部発行のおかやま愛カードの交付を受けている方、身体障害手帳1級または2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級を持っている方、母子健康手帳の交付を受けている妊婦又は、出産後3ヶ月までの方などと、幅広い方が対象となっています。

【回答】

福祉タクシーの助成は、所得税非課税の世帯に属する障害者を対象としています。生計の同一性で世帯の判断をすることは、適当と考えています。

【障害福祉課】

- 5) 郊外(交通不便地域など)への診療所の設置(歯科医院含め)や患者移送サービスの拡充を市としてご検討ください。

【回答】

岡山市では、離島指定を受けている東区犬島での犬島診療所や北区御津・建部地域において公立病院を運営しており、引き続き地域の実情に即した医療提供体制の確保に努めてまいります。

患者移送サービスにつきましては、緊急を要しない傷病者の搬送は、民間の既存サービスを利用させていただきたいと考えております。市としては、県や医療機関との連携のもとに救急医療体制の充実強化を図ってまいります。

【医療政策推進課】

- 6) 高齢者をはじめ市民の移動を権利として保障する考え方に立ち、どこに住んでいても安心して住み続けられる岡山市をつくるために、「交通不便地域はすべて無くす」という方針を掲げてください。

【状況】

交通不便地域に住まわれている方の多くは移動手段がなく、病院を受診したくても出来ないという声を多く聞きます。

【回答】

現在、高齢者・障害者を対象とした運賃割引などについて検討しております。この他、公共交通が不便な地域における生活交通の確保についても取り組んでいるところであり、これらの取り組みを推進しながら、交通弱者をはじめとする市民の移動手段の確保に努めてまいりたいと考えております。

【交通政策課】

○. 介護保険について

*** 申請・調査・認定**

- 1) 福祉事務所から記入内容の確認だけでなく、内容の修正を誘導するような聞き方はしないように、関係する市職員へ周知してください。

【事例】

現在、認定調査の内容はテキストを基準に記入していますが、福祉事務所から調査員に問い合わせがあり、記入内容の訂正を誘導されるような事例がありました。

【具体的な事例】

例えば、麻痺の有無を観るとき、テキストでは床に対して水平に足を挙上、静止で麻痺が無いと判断するとしている。その動作ができなかったため、「麻痺あり」としたが、書類を提出したときの担当職員は「床からちょっとでも挙げて静止ができれば麻痺とは判断しないので、「麻痺なし」に訂正をするように誘導がおこなわれたという事例がありました。

【回答】

要介護認定調査項目の選択肢は認定調査員テキストに記載されている基準に基づき行います。今後も基準に基づく、正確な調査の実施に努めてまいります。

【介護保険課】

- 2) ALS やターミナル状態での申請は予後の状態を加味した認定にしてください。また、介護認定も早く出るように対応をお願いします。

【事例】

ALS の患者さんやがんの終末期の場合に急激な状態の悪化が起こります。ベッドのレンタルでは要介護 2 以上でないと出来ない現状もあり、福祉用具軽度者の手続きにも時間がかかり、間に合わないことがありました。

【回答】

要介護認定調査は基本的には、「目に見える」、「確認し得る」という事実によって、調査を行います。要介護認定は、この認定調査の結果と主治医意見書から読み取れる介護の期間について議論を行い、介護度を決定します。

また、本市では、末期がん等で審査決定を急ぐ場合、主治医意見書に特定書式の添付をご案内しており、昨年 9、10 月にも改めて周知しています。要介護認定調査に関しましても、より迅速な対応に向けて取り組んでまいります。

【介護保険課】

- 3) 認定期間が切れる間際の区分変更の却下時は「認定の延長」などの考慮をお願いします。

【事例】

状態悪化で更新申請を待てず区分変更をかけましたが、区分変更の認定は却下。その時点で認定期間は切れていたため、2 重の申請をかける事になりました。そのため、認定調査・医師の意見書・費用も全てが 2 重にかかりました。区分変更時と同じ状態で結果も同じとなり、利用者さんに不便をかける事になりました。

【回答】

状態悪化等により区分変更申請を行った結果、現在認定されている要介護状態区分と同じ認定がされた場合は、当該区分変更申請された日が現在認定されている要介護認定期間の満了日の 60 日前から現在認定されている要介護認定有効期間の満了日の間である場合は、当該区分変更申請を要介護更新認定の申請があったものとみなし、要介護更新認定が行われたこととなります。今後もできるだけ早い要介護認定に努めてまいります。

【介護保険課】

- 4) 介護保険の申請で、特に初回申請時は 1 ヶ月以内には結果が出るようにお願いします。少なくとも介護保険証の発送日、認定がおきる予定日等の問い合わせには可能な限り対応してください。

【状況】

現在では介護認定の結果が出るまでに約 1 ヶ月半程度かかっています。

【回答】

現在も介護認定の進捗状況については、申請者から問い合わせがあった場合、可能な限り対応を行っています。今後もできるだけ早い要介護認定に努めてまいります。

【介護保険課】

5) 認定調査時の同席者の枠を民生委員や町内会長などにも拡げてください。

【状況】

今年の4月より認定調査のケアマネ協会への委託が始まったことで、居宅への調査依頼が減りケアマネの調査負担が軽減されました。また調査時の同席依頼の連絡があることも増え、昨年度の要望が聞き入れられ感謝しております。

【回答】

要介護認定調査は、あくまで日頃の状況の調査であり、公正中立に行うべきものであることから、ご本人からの聞き取り調査を基本としています。ただし、ご本人、ご家族、調査対象者の日頃の状況を把握している施設職員やケアマネジャーの同席をお願いすることがあります。

【介護保険課】

6) 介護保険の予防と介護では支援内容が大きく違います。生活背景等も考慮して適正な調査をお願いします。

【状況】

病院の認定調査時の認定結果が退院後の在宅生活実態にそぐわないことがあります。

【回答】

要介護認定調査は基本的には、「目に見える」、「確認し得る」という事実によって、調査を行います。また調査時に把握した日常生活の有様など特記すべき事項があれば、調査票に記入することとなっています。

今後も全国一律の方法によって、公平公正で客観的かつ正確に行えるよう努めてまいります。

【介護保険課】

7) 申請の窓口では全ての申請を受け入れる対応をお願いします。

【事例】

窓口担当者から「サービス利用がないのなら申請をしないで欲しい」と言われた事例がありました。

【回答】

介護サービスの利用を希望する65歳以上の介護保険被保険者の方につきましては、申請受付窓口において常時申請を受付けています。円滑な申請受付を行えるよう努めてまいります。

【介護保険課】

***サービス（福祉用具）**

- 1) ノーリフトを実践する為にリフトや跳ね上げ車椅子、スライディングシートなどの必要な福祉用具の導入に係る費用の助成や、独自の貸し出し制度などをご検討ください。

【回答】

福祉用具貸与については、利用者の支給限度額内でケアプランに位置づけられ、その範囲内で対応するものと考えています。

【事業者指導課】

- 2) 岡山市で取り組まれている、腰痛予防や介護職の離職を防ぐ対策を教えてください。

【状況】

利用者・家族・介護従事者の双方の身体を守るため、当生協ではノーリフト（もち上げない医療・介護）の学習をし、実践しています。支給限度額の枠を超えるため重度な方の援助に必要な福祉用具の活用が出来ないことが多く、結果として家族介護者の負担が大きくなっています。

【回答】

腰痛予防については、厚生労働省委託事業である腰痛予防対策講習会の案内を事業所へ周知し、予防対策に取り組みました。

また、平成28年度から、介護人材の離職防止と新たな人材の育成・確保を目指して、介護関係者や就職希望者などが集い、介護のやりがいや魅力を再発見する「交流事業」（年1回）と、懸案事例を抱えている介護サービス事業者に専門講師を派遣し、その解決に向けて支援する「講師派遣事業」（通年）を実施しています。

さらに、平成30年度から、介護職員の技能等を適正に評価するアセッサーを育成するため「介護職員資質向上支援事業」を実施するなど、介護人材の確保・育成・定着支援に総合的に取り組んでいます。

【事業者指導課】

- 3) 下記の福祉用具の貸与を認めて下さい。倉敷市などでは福祉用具貸与がおこなわれていますが、なぜ岡山市は利用が出来ないのか理由をお教えてください。

【状況】

クッション性の高い機器で褥瘡予防に必要な方がいます。中には高額な品もあり負担が大きくなっています。

体位変換器：「molten セロリ」「USAKO ユークッション」「ウェルピーHC ジャンボ・ウェーブ・ウェーブロング・ピロー・ブーメラン大・小」「バナナターン」

(別紙資料)

【回答】

「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目」(貸与告示第6項)に掲げる「体位変換器」は、「空気パッド等を身体の下に挿入することにより、居宅要介護者等の体位を容易に変換できる機能を有するものに限り、体位の保持のみを目的とするものを除く」ものとして規定されています。提示いただいた機器は、空気パッド等を身体の下に挿入し、てこ、空気圧、その他の動力を用いることにより、仰臥位から側臥位又は座位への体位の変換を容易に行うことができるものではなく、「専ら体位を保持するためのもの」と解されるため、貸与の対象外としています。

【介護保険課】

*** サービス (総合事業)**

- 1) 総合事業の報酬を引き上げてください。

【状況】

総合事業の報酬に関して、特定処遇改善などいくらかの前進はありましたが、基本報酬が未だ低いままであるということは、評価されていないという認識になってしまいます。当生協でも要支援の利用者さんを悪化させない取り組みには力を注いでいますが、ほとんど評価されていない状況です。

【回答】

総合事業の従来型については、市町村は、国が定める単価を上限として設定することとなっているため、岡山市も国の定める上限額を単価として設定しています。

緩和型については、岡山市第8期介護保険事業計画の策定に向けて検討しています。

【事業者指導課】

*** 感染症流行時のサービス (提供について)**

- 1) 厚生労働省の通達そのままではなく、地域性も踏まえたうえでより具体的な支援のマニュアル作成をお願いします。

【回答】

6月に岡山市で「社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策の手引き」を作成し、各施設に周知しました。

【事業者指導課】

2) 防護服などの取得も困難になっています。適切な配給や支給をお願いします。

【状況】

訪問サービスの場合、今後濃厚接触者となった利用者さんにサービスを提供するケースが予想されます。感染地域から家族などが帰省しただけでサービス自粛という事業所もあり、対応がまちまちになっています。また当生協では現在、ゴミ袋で防護服などを作成するなどして、準備を進めています。

【回答】

マスクや消毒液の配布を行うとともに、ガウン・フェイスシールドなどを備蓄し、感染者が発生した場合など、必要に応じて適切に支給します。 **【事業者指導課】**

○. 安心して住み続けられるまちづくりの要望について

1) 地域公共交通網形成計画を見ても、現状を考えると、交通機関のない地域がまだ市内にあります。交通機関のない地域を岡山市の責任でなくしてください。

【状況】

岡山市郊外地域ではバス路線も少なく、必要時に利用できない状況があります。南区では区役所へ行くにもバスを乗り継がなければならないなど、不便な状況です。

【回答】

岡山市では、今後、非効率となっている重複路線を集約し、運行を効率化する「路線の再編」、認可運賃より低い設定となっている「都心の運賃値上げ」、市の負担による高齢者・障害者の「運賃割引」の3つを実施することとしており、このことによって、バス事業の経営の健全化・安定化が図られ、各路線の維持につながるだけでなく、余力による路線の拡充も可能になると考えております。

また、鉄道や路線バスが存在しない、または便数が少ないなどの交通不便地域においては、地域住民が中心となって、交通事業者と岡山市との連携・協働の中で、住民目線に立った生活交通の確保等により、市民の生活の足を確保するよう努めたいと考えております。

【交通政策課】

2) 岡山市での用水路改良の内容と現在の進捗状況、今後の予定をお教えてください。

【状況】

岡山県では用水路へ転落する事故が2016年9月から2019年9月の3年間に678件発生し、63人の方が犠牲になっています。用水路の総延長が県内トップの岡山市では約2,500カ所の危険箇所のうち、2017年から2018年度で約905カ所を改良されています。

【回答】

平成28年度に実施した用水路の一斉点検により、道路幅員が急に狭くなる、用水路と道路の境が分かりにくいなどの道路の構造的な問題のある2,507箇所の危険箇所を把握しております。平成28年度から安全対策工事を計画的に進めており、平成29年度・30年度の2ヶ年を重点整備期間と位置づけ集中的に整備を行い、令和元年度は残りの未対策箇所について、「7月豪雨で浸水した避難所周辺」や「危険性の高い箇所」から整備を実施しています。

今後は、残りの未対策箇所について「危険性の高い箇所」から順次整備を行う予定としております。

【道路港湾管理課、農村整備課】

3) 市内の危険箇所チェックや対策がどのようにされているのかお教えてください。

【状況】

市道の至る所で、道路がかまぼこ状になっていたり、でこぼこが激しく車いすやシニアカーで通る時に危険が生じます。また、車道の用水側に木を植えている場所では、自動車同士がすれ違う際に、木が車に当たり傷がつくという報告があります。

【回答】

道路等の異状箇所については、早期発見に努めており、パトロール等によって年間約40,000件、市民の皆様などからの電話やメールによる通報により、年間約5,000件の修繕を行っています。そういった箇所を発見した際には、道路を管理している各区役所、支所、土木農林分室へご連絡いただければ、現地を確認し必要な対応を実施します。

【道路港湾管理課】

4) 公衆トイレの整備をお願いします。

【状況】

地区によっては公衆トイレが少ない場所があり、コミュニティなどの公共施設は不在時施設錠されていて常時利用出来ないという報告がありました。

【回答】

公園内にあるトイレにつきましては、地域によって偏りがある場合も考えられますが、一般的に、公園のトイレ整備につきましては、地元要望や公園の利用の状況、下水道整備状況等の外的条件、配置のバランス等を勘案して、判断しております。

【庭園都市推進課】

○. 平和環境問題について

* みつ産廃問題について

- 1) 「廃棄物処理法」および「岡山市産業廃棄物処理施設の設置及び管理の適正化等に関する条例」などに照らし合わせ、現在の対応が適切になされているかの評価について、説明をお願いします。

【回答】

岡山市では、産業廃棄物処理施設設置許可計画者に対し、「岡山市産業廃棄物処理施設の設置及び管理の適正化に関する条例」に基づき、事業計画の事前公開手続、周辺の環境に及ぼす影響の調査・対策及びこれらに対する住民の環境保全上の意見を求める手続き等を求め、また、産業廃棄物処理施設設置許可申請について、「廃棄物処理法」に基づき厳正な手続き及び審査を行い、法に定める基準に適合する場合に限り許可をしているところです。

【産業廃棄物対策課】

- 2) 産廃施設の設置は豊かな自然環境を壊し、市民の飲み水を汚す恐れがあるのでストップしてください。

【状況】

御津虎倉地区のエヌエス日進の工事は林地法に抵触しており、県から指導を受けている最中で現在止まっていますが、今後県が許可を出せば工事が再開する恐れがあります。また、西日本アチューマツクリーンの産廃処分場においては、裁判で一度は建設差止が確定したにもかかわらず、岡山市は設置許可を取り消した後に再審査をおこない、再び設置許可を出しました。

【回答】

岡山市は、産業廃棄物処理施設の設置者に対し、「廃棄物処理法」に基づき、適切な維持管理が行われるよう指導し、また、「岡山市産業廃棄物処理施設の設置及び管理の適正化等に関する条例」を制定し、施設における処理状況の情報開示手続きを定め、施設の設置及び管理における住民の不安解消に努めるよう求めています。

今後も、関係法令を所管する部署とも連携を図りながら、適切に対応していきたいと考えています。

【産業廃棄物対策課】

* 自然破壊につながる大規模太陽光発電計画について

- 1) 自然破壊につながる大規模な太陽光発電計画の実施について、現在「岡山市環境影響評価条例」に基づいた手続きが進んでいるところなど、岡山市が把握されている状況について説明をお願いします。

【回答】

現在（令和2年9月14日現在）、具体的な手続きに着手している案件はございません。

【環境保全課】

2) 「足守・大井・粟井地区」の事業の状況についてもお教えてください。

【回答】

現在（令和2年9月14日現在）、環境影響評価法又は岡山市環境影響評価条例に基づく
図書の提出は受けていない状況です。 **【環境保全課】**

3) 環境破壊や自然災害を引き起こさないよう、設置業者に対し厳しく対応してください。

【状況】

計画地は岡山市防災マップでは土石流・急傾斜地の危険地域になっています。このような場所での樹木の伐採は環境破壊や大雨が降った際、地域住民への土石流などの災害につながります。平成30年7月豪雨の例もあり、今年7月の大雨では土砂災害への危険も感じました。

【回答】

法令に基づき適切に対応してまいりたいと思います。 **【環境保全課】**

***大気汚染など環境問題について**

1) 環境（大気）をよくするための事業者への具体的な取り組みで、前進した事例があればお
教えてください。

【回答】

本市から事業者に対して、排出ガスのない電気自動車・燃料電池自動車の購入への補助
を行うこと、本市のグリーンカンパニー登録事業者に対し、社用車のハイブリッド車や低
燃費車等の低公害車への切り替え、マイカー通勤の自粛、公共交通機関の利用といった呼
びかけなどを行っています。

また、県の条例に基づき、ディーゼル車の排出ガスの粒子状物質対策について、ディー
ゼル車を一定台数以上有する事業者から本市への報告によると、5年前の平成26年度末
では保有台数2,696台のうち対策済車は1,582台（実施率58.7%）でしたが、
令和元年度では保有台数2,374台のうち対策済車は1,728台（実施率72.8%）
と多くなっています。

事業者の自主的な取り組みにより、ディーゼル車の粒子状物質対策は着実に推進されて
いると思われます。 **【環境保全課】**

2) 岡山市が取り組んでいる「スマート通勤」の効果についての進捗状況をお教えてください。

【状況】

岡山市内では、平成20年度以降継続して大気環境基準を達成されているとのことですが、当生協でも毎年全国大気汚染調査に参加し、NO₂（二酸化窒素）の測定をおこなっています。今年は6月4日～5日にかけて、190箇所を調査をおこない、今回の調査で、一番高い場所（東区西幸西）は0.063ppmでした。

【回答】

スマート通勤おかやまとは、渋滞緩和やCO₂排出量の削減、自動車に頼らないまちづくりを進めていくために、岡山県下で一斉に徒歩や自転車、公共交通、クルマ利用の工夫（時差出勤、経路変更等）を利用して通勤する取り組みです。

昨年度実施された、スマート通勤岡山2019（令和元年10月21日～令和元年11月1日）の効果については、期間中においてマイカー通勤者の割合が低下し、マイカー通勤者の27%はスマート通勤（徒歩、自転車、鉄道、バス、原付バイク、マイカー（使い方を工夫））に転換され、渋滞緩和やCO₂排出量の削減等の効果がありました。

今後とも国と連携しながら取り組んでまいりたいと考えております。 **【交通政策課】**

***プラスチックごみ問題について**

1) プラスチックごみが環境にどう影響するかなど、根本的なことを学校教育や広報紙などで、幅広く市民に浸透するような取り組みをご検討ください。

【回答】

小学生を対象とした環境ごみスクール、公民館や高校への出前講座、といった啓発事業を行っています。今後もさまざまな機会を捉えて啓発に努めていきます。

【環境事業課】

学校教育では、SDGs（持続可能な開発目標）やESD（持続可能な開発のための教育）とも関連付けながら環境教育に取り組んでおり、4年生の総合的な学習の時間を中心に、ごみ（プラスチックごみを含む）が環境に与える影響などについて学習しています。

特に、ユネスコスクール推進指定校においては、身近な自然環境を守るための継続した取組として、水質調査やプラスチックごみの回収などを積極的に行っています。

【指導課】

2) プラスチックトレイの回収を市内の全公民館などでおこなえるようにし、プラスチックごみの減量化や再利用化を進めてください。

【回答】

公民館等の公共施設には本来業務に支障のない範囲での協力をお願いしており、立地条件等の違いから一律に回収を行うことは困難ですが、民間事業者にも協力を仰ぎながら減量化・再資源化に努めていきます。 **【環境事業課】**

***核兵器廃絶に向けた取り組みについて**

- 1) 「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」に多くの市民が協力出来るよう、広く呼びかけてください。また、署名については岡山市の窓口への配置や広報紙への掲載など啓蒙活動を進めてください。

【回答】

「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」には岡山市長が署名しています。岡山市は平和首長会議に加盟し、核兵器廃絶を願う岡山市平和都市宣言により、様々な平和祈念事業を行っています。平和首長会議の取り組みの趣旨が伝わりやすくなるようホームページへの掲載方法も工夫していきます。

【福祉援護課】

***平和の取り組みについて**

- 1) 新しい岡山空襲のDVDを作成して学校教育に生かすなど、新たな取り組みについてご検討していただき、実践してください。

【回答】

岡山空襲に関するDVDは、既に3種類作成しており、新たなDVDの作成の予定はありませんが、これまでに作成した資料や戦後70年で作成した証言集なども利用して、戦争の悲惨さ、平和の尊さを伝えるよう工夫してまいります。

【福祉援護課】

新たなDVDを作成する等は考えておりませんが、6月29日の「岡山市平和の日」当日に、学校の「朝の会」等でその意義を児童生徒に伝えたり、岡山シティミュージアム岡山空襲展示室の活用を促したりすることで、児童生徒一人一人が、平和について考えることができるよう働きかけてまいります。

【指導課】

- 2) 岡山市立視聴覚ライブラリーの「平和教育」資材を充実させてください。

【状況】

戦後75年の節目の年、新型コロナウイルス感染症対策で、全国で式典が中止になったり縮小されています。戦争の惨禍を風化させず、次世代に語り継いでいくため。

【回答】

視聴覚ライブラリーにおける資材充実の柱の一つが「平和教育」であり、DVDソフトを中心により一層の充実を図っていきます。

【中央図書館】

○. 防災対策について

- 1) 要配慮者避難支援計画が確実に策定できるよう、市が積極的に関わってください。

【回答】

地域への出前講座などを活用し、福祉部局等と連携し、計画策定に向け取り組んでまいりたいと考えております。

【危機管理室】

- 2) 自主防災組織等が自力で実効性ある計画を立てられない時は、市が策定の援助をしてください。

【回答】

策定に向け、積極的に支援してまいりたいと考えております。

【危機管理室】

- 3) 高齢者施設等の要配慮者利用施設について、避難支援計画の策定状況をお教えてください。

【回答】

要配慮者利用施設の避難確保計画については、令和2年8月末時点で、2,126施設中537施設が策定済みで、策定率は25.3%です。

【下水道河川計画課】

- 4) いつまでに100%策定を目指すのかの計画と、策定支援のための市の取り組みをお教えてください。

【回答】

令和3年度末の100%策定を目指しています。一昨年度から施設管理者等を対象に避難確保計画の策定支援のための講習会を4回開催しており、今年度も4回開催する予定です。

【下水道河川計画課】

- 5) 災害時の浸水対策として配布されている土のうを、今後は必要とする全ての人に行き渡る方法をご検討ください。

【状況】

昨年度から大雨直前だけではなく、5~9月は月1回の配布日を設けていただいたり、配布日も平日だけでなく土日も設定していただきありがとうございます。土のうの無料配布について、高齢者は運べなかったり、取りに行く手段がないとの報告がありました。

【回答】

土のうを取りに行く手段がないなど、高齢者の方などからご意見をいただくことがありますが、ご家族、お知り合い、地域の方々などが助け合って浸水対策を実施していただければと考えています。また、町内会へ備蓄土と土のう袋を配布する事業も実施しています。

【下水道河川計画課】

- 6) 避難所の拡大についてのお考えと、どこまで出来ているかの進捗状況をお教えてください。

【回答】

避難場所については小・中学校、公民館を原則同時に開設するほか、指定管理者制度を導入している市有施設や一部の県立高校等を必要に応じて開設することとしております。

【危機管理室】

7) 津波や高潮に対して安全な避難場所（建物）の拡大を推進してください。

【状況】

岡山市南部の農業振興地域では高い建物がほとんどありません。身近なところへの簡易な避難場所の設置が求められています。

【回答】

現在、岡山市では津波及び高潮対策として、民間施設との協定締結による避難場所の確保を進めております。引き続き避難場所の確保に向け、取り組んでまいります。

【危機管理室】

8) 避難所への備蓄用品の配備状況をお教えください。

【回答】

市内の各小・中学校には、今年度末までに備蓄倉庫の設置が全て完了する予定です。倉庫設置済の学校には、クラッカー、アルファ化米、飲料水、毛布等を備蓄しています。

【危機管理室】

9) 配備の出来ていない避難所については、早急に配備をお願いします。

【回答】

備蓄スペースの確保について、今後、施設管理者と協議し、可能な場所には配備を進めてまいります。

【危機管理室】

10) 新型コロナウイルス感染症予防の対策下での避難所の運用方法をお聞かせ下さい。学校の場合、体育館だけでなく教室等の活用もご検討ください。

【状況】

避難所での新型コロナウイルス感染症予防の対策を施せば、収容人数が従来予想の3分の1程度になることが想定されます。自宅での縦型避難などをおこなうとしても、避難所が圧倒的に不足することが予想されます。学校では教室も避難所として活用しなければならなくなると思われれます。

【回答】

避難所内では、受付での検温、手指の消毒、マスク着用、避難者（世帯）同士の距離の確保、定期的な換気など、基本的な新型コロナウイルス感染症対策を行うとともに密集を避けるため、収容人数の制限、隣接避難所の開設を行ってまいります。

また、校舎棟の教室等の活用につきましては、一部を体調不良者用のスペースとして確保しておりますが、引き続き教育委員会と協議しながら検討させていただきたいと存じます。

【危機管理室】